

大阪市東淀川区役所広告付き周辺案内地図及び
デジタルサイネージ設置事業者募集要項

令和 7 年 9 月
大阪市東淀川区役所

大阪市東淀川区役所広告付き周辺案内地図及びデジタルサイネージ設置事業者募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、大阪市東淀川区役所広告付き周辺案内地図及びデジタルサイネージを設置する事業者を次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

- ア 大阪市東淀川区役所
- イ 東淀川区役所出張所

(2) 住所

- ア 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号
- イ 東淀川区東淡路4丁目15番1号

(3) 利用時間

- ア 月曜日～木曜日・第4日曜日：午前9時～午後5時30分
金曜日：午前9時～午後7時
その他臨時開庁日（年度末・年度初めの日曜日で大阪市が定める日等）
※土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁
- イ 月曜日～金曜日：午前9時～午後5時30分
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁

2 募集内容

使用許可場所	設置する広告媒体等	規格
東淀川区役所1階	広告付き周辺案内地図	H2, 100mm×W2, 600mm×D700mm 程度
	デジタルサイネージ	H2, 100mm×W2, 300mm×D700mm 程度
東淀川区役所出張所1階	広告付き周辺案内地図	H2, 100mm×W1, 800mm×D700mm 程度
東淀川区役所出張所2階	デジタルサイネージ	壁掛け式にて43インチ以上の横型モニター

※設置する広告媒体等の詳細については、別紙1「仕様書」のとおり

3 応募資格要件

応募者は、次に掲げる要件を満たした法人たる広告代理店とします。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 国税、市町村民税、消費税及び地方税の未納がないこと。
- (3) 広告等設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。

- (4) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 当区が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (7) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業

所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

4 使用条件等

(1) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、別紙 1「仕様書」に基づき広告付き周辺案内地図及びデジタルサイネージを設置し、使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

(2) 使用許可の期間

使用許可の期間は原則として 1 年間とします（ただし、初年度は令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。）。令和 8 年 4 月 1 日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪市が設定した募集条件を変更しないことを前提として年度毎に申請を行うことにより、許可開始日より 5 年を超えない範囲で使用許可を受けることができます。

更新しない場合は、許可期間終了の 3 か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

※ 本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。

また、使用許可が更新されなかったことに起因して設置事業者が被った損失は設置事業者の負担とします。

(3) 必要経費の負担

ア 使用料

本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税を加算します。使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければなりません。なお、公共又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

イ 保証金

3 月以内の使用許可の期間のため免除となりますが、令和 8 年 4 月 1 日以降、継続して使用許可する際には、使用料の 3 月分（消費税等を加算したもの）を保証金として納付していただきます。ただし、使用料全額を一括前納したときは保証金を免除します。

ウ その他必要経費等

電気を使用する際には、別途大阪市東淀川区役所が発行する納入通知書により電気使用料を納入期限までに納入していただきます（設置する機種定格消費電力等により大阪市東淀川区役所で算定します。）。

設置に係る費用、撤去費用、保守運営に係る費用等一切の費用は設置事業者により負担していただきます。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

- ア 応募条件及び別紙 1「仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- イ 広告掲載にあたっては、関係法令及び「大阪市広告掲載要領」、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市東淀川区長所管の広告媒体に係る広告掲載要領」を遵守し、事前に本市の承認を得たうえで掲載してください。
- ウ 機器の設置にあたっては、据付面や接地面等を十分確認し安全に配慮したうえで設置してください。また、使用期間満了時には、原状回復を行ってください。
- エ 設置機器に関するトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

5 応募申込手続等

(1) 申込受付期間

令和 7 年 9 月 18 日（木）～令和 7 年 10 月 14 日（火）まで
午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時
なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

大阪市東淀川区豊新 2 丁目 1 番 4 号
大阪市東淀川区役所 3 階 総務課（3 階 31 番窓口）

(3) 申込方法

受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に**直接持参**してください。
（送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。）
なお、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(4) 申込必要書類

名称	様式	部数	内容
応募申込書	様式 1	1 部	所定の用紙に必要事項を記入
誓約書	様式 2	1 部	所定の用紙に必要事項を記入 ※表面と裏面を別々に印刷した場合は、実印の割印を押してください
印鑑証明書	各種証明書	1 部	発行日から <u>3 か月以内</u> のもの
現在事項全部証明書		1 部	発行日から <u>3 か月以内</u> のもの
会社概要等	様式自由	1 部	会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの

(5) 申込受付時に交付する書類

- ア 応募申込受付証（受付印を押印したもの）
- イ 委任状（本市指定様式）

ウ 価格提案に係る注意事項

(6) 応募にあたっての留意事項

ア 価格審査後の使用許可は、応募申込書及び登記事項証明書に記載された名義以外では行いません。

イ 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。

ウ 応募受付以降に応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の1開庁日前までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

6 質疑書の提出及び回答

本募集要項に関する質問については様式3の質疑書を下記アドレスに電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。

(1) 質問受付期間 令和7年9月18日（木）から令和7年10月2日（木）午後5時まで

(2) 電子メール送信先 tm0001@city.osaka.lg.jp 東淀川区役所総務課（総務）

※電子メールの件名は「広告付き周辺案内地図及びデジタルサイネージ質疑書」としてください。

(3) 質問回答予定 令和7年10月6日（月）

回答要旨は令和7年10月6日（月）から令和7年10月17日（金）まで大阪市東淀川区役所ホームページ「入札契約情報＞入札契約に関するお知らせ」に掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

7 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

令和7年10月20日（月）午前11時から提出された価格提案書の審査を行います。

※ 価格提案審査は、入札室に設置している時計が午前11時になると同時に開始し、価格提案開始後の価格提案はできません。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

大阪市東淀川区役所3階 304会議室

(3) 提出書類(当日持参するもの)

ア 応募申込受付証（応募申込時に交付したもの）

※ 原本以外の提出など、不備等がある場合には価格提案を行うことはできません。

イ 価格提案書（様式4）

ウ 委任状（代理人により応募しようとする場合）（様式5）

エ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑）

(4) 価格提案書の投函方法

ア 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）のうえ、入札箱に投函してください。

イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書（委

任状の「受任者」欄に押印した印鑑を押印)と一緒に入札箱に投函してください。なお、価格提案書への押印は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。(「価格提案書の記載についての注意事項」及び価格提案書記載例を参照してください。)

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料(税抜き)を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え、撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。

イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料(予定価格)を下回る価格によるもの。

イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ 記名押印(実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑)がないもの。

エ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの。

オ 同一物件について応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

カ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

キ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。

ク 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

コ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。

サ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者は、本市が設定する最低使用料(予定価格)以上で、かつ最高金額をもって有効な価格提案した者とします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者(価格審査事務に関係のない職員)が応募者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者名及び決定価格、並びに設置予定事業者以外の応募者名及び応募価格の発表を行います。設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に公表します。

審査結果については、決定金額及び設置予定事業者名を大阪市ホームページに掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8 使用許可に関する説明会

(1) 使用予定事業者に対しては、価格提案審査終了後、今後の手続について引き続き説明会を行います。

(2) 説明会には、使用予定事業者本人又は代理人が必ず出席してください。

(3) 正当な理由がなく、説明会に出席されない場合は、使用予定事業者の資格を取り消します。

9 使用許可申請の手続き等

令和7年10月29日（水）までに、応募申込書に記載された名義で、「広告掲出許可申請書」を提出してください。

10 設置予定事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続き等に応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

11 その他

- (1) 応募者は、この募集要項・仕様書等を熟読し、その内容を遵守してください。
- (2) 応募者は、設置予定事業者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 使用許可の手続き等に関する一切の費用については、応募者の負担とします。
- (4) 事業者決定後に設置する設備機器にかかる仕様を提出してください（各機器の電気使用量を含む。）。
- (5) 提出された書類等は、返却できません。
- (6) 問い合わせ先

大阪市東淀川区役所総務課

大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

（大阪市東淀川区役所3階 31番窓口）

電話 （06）4809－9941